

安全報告書

(2020年度)



 共立航空撮影株式会社

本安全報告書は、航空法第111条の6ならびにこれに基づく航空法施行規則第221条の5及び221条の6に準拠して作成いたしました。

「安全報告書」（2020年度）の発行にあたって

平素より、共立航空撮影株式会社をご支援頂きまして、誠にありがとうございます。
います。

2020年度は、
全社安全目標を「航空事故・重大インシデント“0”を持続する」
年度重点目標を「同種事象のHITSの再発防止」及び「気づきとAssertion
によるリスクマネジメント」として安全推進活動に取り組みました。

また、当社はIS-BAO（International Standard for Business Aircraft
Operations）に則ってHITS（Hazard Identification and Tracking System）
を継続的に運用することで、日常業務で発生したハザードやリスク情報を集め
るとともに、科学的根拠に基づいたリスク管理による事前予防型のSMS
（Safety Management System）構築に取り組みました。

その結果、当該年度に航空事故、重大インシデント及びイレギュラー運航は
発生しませんでした。

当社は、社是「安全第一（安全は全てに優先する）」の精神に基づき、役職
員全員で現場に根差した安全推進活動に引続き取り組んで参ります。当社の安全
推進活動にご理解とご支援をよろしくお願い致します。

2021年5月12日

共立航空撮影株式会社

代表取締役社長 平 武俊

1. 運航の安全を確保するための事業運営の基本的な方針について

当社は「安全管理規程」（2009.10.1 制定）に基づき、安全管理システムの充実を図りさらなる安全性の向上を目指して参ります。

なお、本安全報告書は2020年度における事業運営上の安全方針及び安全を確保するために講じた措置等について報告するものです。

社是

安全第一（安全は全てに優先する）

2020年度 全社安全目標

航空事故・重大インシデント“0”を持続する

【年度重点目標】

「同種事象の HITS の再発防止」

「気づきと Assertion によるリスクマネジメント」

当社は、社是「安全第一」の精神に基づき、安全に関する様々な活動を通じて安全確保に向けた取組みを行い、役員から職員一人ひとりまで安全を最優先する意識の徹底を図って安全管理システムを構築して参ります。

また、「安全対策には万能となる薬は無い」こと、「安全対策に終わりはない」ことを念頭に社内で決められた安全対策を実施し、作業方法及び使用機材の安全性を継続的に確認する体制としています。

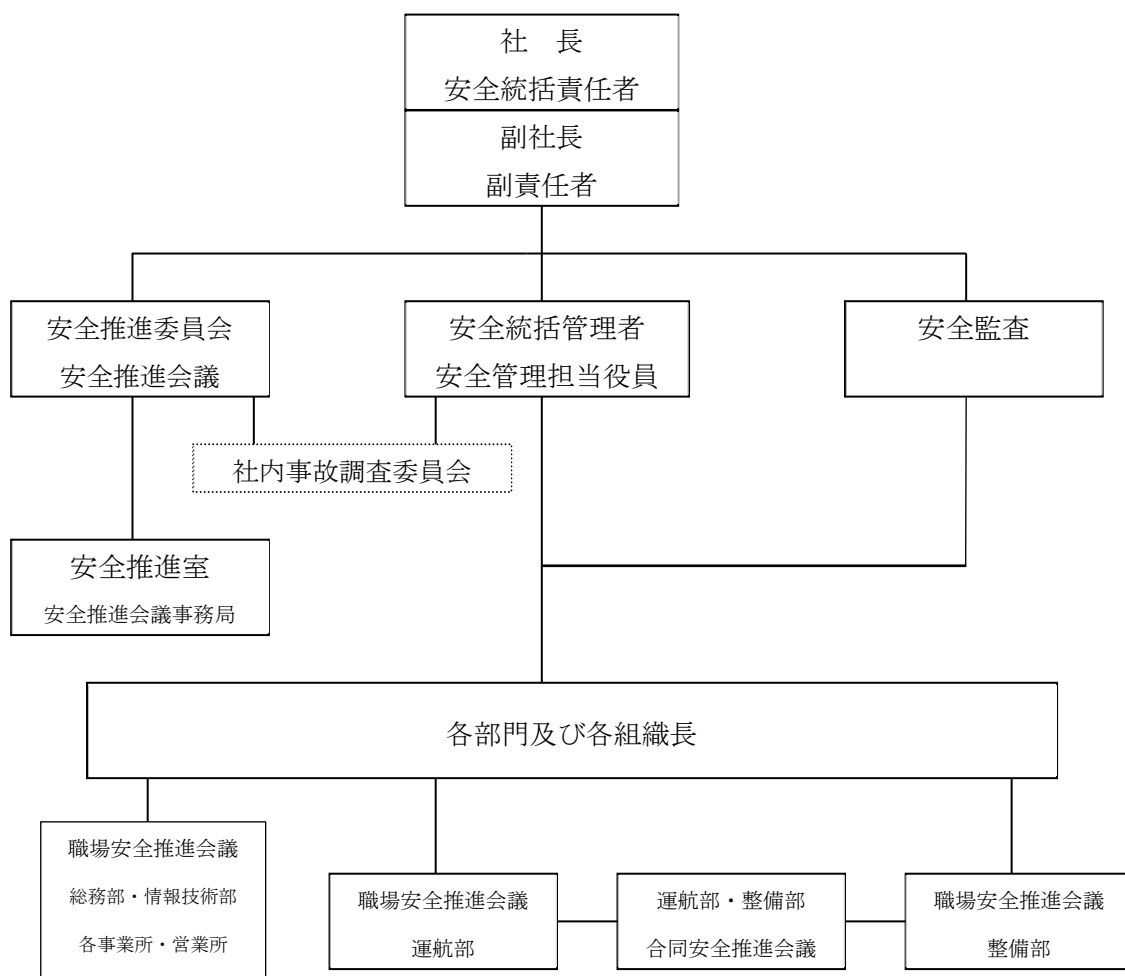
これらの安全への取組みについて「安全管理規程」を定め、社内に安全風土、安全文化を確立させ、安全最優先の原則と関係法令等の遵守を徹底し、「航空事故・重大インシデント“0”」を目指して参ります。

2. 運航の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制について

2-1 当社の安全管理システム及び機能

当社は使用航空機の運航に関する安全管理システムを整え、運航の安全に関わる組織毎の業務、責任、権限及び相互の関係を明確にして、航空機の運航に必要な業務分担及び作業手順を定めています。

【安全管理システムの機能図】



2-2 各組織の機能、役割

- (1) 経営の最高責任者/安全統括責任者（社長）
 - ① 安全は経営の最優先事項である旨を含めた安全方針を明示する。
 - ② 安全管理システムが適切で妥当性があり、かつ有効に機能するために安全管理システムを定期的に見直し、継続的に改善を行う。
 - ③ 安全上の重要事項に関する経営上の意志決定に基づく指示を行う。

- (2) 安全統括管理者（安全管理担当役員）
 - ① 安全管理の取組み上の統括管理者である。
 - ② 安全管理システムの継続的な改善を推進し、安全の監視を行う。
 - ③ 関連部門の組織長へ安全に関する助言、援助を行う。
 - ④ アルコール教育やアルコール検査等飲酒対策を含む安全施策・安全投資など経営の意志決定に直接関与する。

- (3) 安全推進委員会
 - ① 全社的な安全課題を審議し、方針を決定する。
 - ② 部門毎の安全施策への取組み、及び達成度の評価を行う。
 - ③ 全社的な安全施策・安全投資を決定する。

- (4) 安全推進室
 - ① 安全管理システムが有効であり、かつ妥当性があるかモニターし、必要な勧告を行う。
 - ② 組織内への安全情報や安全教育などの啓蒙活動を行う。
 - ③ 安全監査業務を計画し、実施する。
 - ④ 経営の最高責任者及び安全統括管理者へ監査結果及び是正処置の実施状況を報告する。

- (5) 各事業所・営業所
 - ① 気象状況及び計測機器等の種類による作業実施の可否判断及び撮影業務を行う。
 - ② 撮影計画、準備、関係部署への連絡調整を行う。
 - ③ 撮影業務に関する気象情報の収集を行う。
 - ④ 撮影機材及び施設の管理を行う。
 - ⑤ 撮影従事者及び事業所・営業所の安全衛生管理を行う。

(6) 運航部

- ① 航空機の運航、運航管理及び安全運航を推進する。
- ② 乗員の乗務計画、人員計画、技量管理を行う。
- ③ 乗員に対する訓練及び審査の計画、調整、実施並びに訓練教材の作成を行う。
- ④ 基準類の制定・改訂及び運航管理、運航業務に必要な諸手続き、関係官庁が行う諸監査に対する調整及び報告を行う。

(7) 整備部

- ① 航空機の耐空性維持のための必要な整備点検を行う。
- ② 運航に必要な航空機の装備品及び施設・設備・器材等の維持管理を行う。
- ③ 整備記録の管理、整備に関連した技術管理、各種基準及び作業手順を検討策定し、事故防止対策を推進する。
- ④ 整備従事者に対する資格管理、教育訓練を実施する。

2-3 各組織の人員数

(1) 運航関係従事者

操縦士	34名	機長発令者 30名
整備士	25名	確認整備士 25名
撮影士	26名	

(2) 運航管理担当者

運航管理担当者	34名	兼任 33名
運航管理補助者	2名	兼任 2名

2-4 日常運航の支援体制

(1) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の訓練及び審査

「運航規程審査要領：空航第58号」、「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の認可及び事業計画変更の許可審査要領(安全関係)：空機第68及び69号」により定められており、これに従い実施しております。

航空機乗組員については、技量維持及び技量管理のため定期訓練と審査を年1回実施しております。

整備従事者、運航管理担当者については、最新の情報等を得るための知識付与及び技量の維持管理を目的とした指導をしております。

(2) 日常運航における問題点の把握と共有及びフィードバックについて

- ① HITS (Hazard Identification and Tracking System とは、当社の SMS で『ハザードの特定と追跡システム』のこと) 及び不安全事象の報告
発生した事象については社内 LAN 上での入力と閲覧を可能にしており、日々の安全活動に取り入れております。また、重要事項については安全推進委員会において検討され対策が指示されます。
- ② 安全推進会議 (年間6回開催)
社内安全推進活動の状況確認と報告された不安全事象への対応等、安全に関する基本的な方針を策定します。
- ③ 職場安全推進会議
部門毎で定期的に行われ、現場レベルでの安全活動を推進します。

(3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

- ① 安全大会
全部門長及び安全推進活動担当者による前年度安全推進活動の実施報告並びに新年度全社安全計画に基づく部門別安全行動計画等の発表を行います。しかし、2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策の為、メールにて新年度の安全への取組について確認しました。又、下期安全大会も、メールにて部門別安全行動計画の中間レビューを実施しました。
- ② 緊急時対応訓練
2020年度の訓練は、8月21日に急激に拡大した新型コロナウイルス対策を念頭に、緊急事態宣言下のテレワーク指示により出社管理職が少ない状況で、実際に発生した地上における機体損傷事故を拡大想定し、適切且つ迅速な連絡体制の構築に重点を置き、連絡訓練を実施しました。
また、基地毎に救命胴衣の装着訓練を実施しました。
- ③ 各種安全セミナー等への参加
2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策の為、対面での安全セミナー等はほぼ中止になりましたが、年度末になって WEB を利用したセミナー開催もあり、5件の講習会に述べ17名が参加しました。
- ④ 安全情報の収集
国土交通省が提供する安全情報・VOICES・航空事故を含む他社安全情報等を収集するとともに社内における安全情報(HITS)を社内 LAN 上に掲示しております。

⑤ 年末年始安全総点検及び社内定期安全監査

2020年12月10日より2021年1月10日の間、国土交通省の定める「年末年始輸送に関する安全総点検」及び「国家民間航空保安品質管理計画 自主監査」、又、同期間内に社内定期安全監査も実施しました。

2-5 使用する航空機に関する情報

【自社航空機】

航空機	機数	席数	平均飛行時間/年	導入時期
C208	13	10	307時間/年	1989～2019
C206	12	6	200時間/年	1980～2019

3. 航空法第111条の4に基づく報告について

3-1 航空法第111条の4に定める「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故・重大インシデント及びその他安全上のトラブル）の発生状況

(1) 発生状況

- | | |
|----------------------|----|
| ① 事故（航空法第76条1） | 0件 |
| ② 重大インシデント（航空法第76条2） | 0件 |
| ③ その他安全上のトラブル | 0件 |

4. 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置について

4-1 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置

該当する事項は生じておりません。

4-2 国から受けた事業改善命令、厳重注意、その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合それに関して講じた措置

該当する事項は生じておりません。

4-3 運航上の安全に関する取組みの実施状況と安全に関する目標の達成度

安全目標に基づいて部門毎に行動計画を策定し、全社的な安全活動の推進を図っております。その結果、**航空事故及び重大インシデント“0”を持続する**という目標を達成しました。

4-4 2021年度 全社安全目標

航空事故・重大インシデント“0”を持続する**【年度重点目標】****「同種事象の HITS の再発防止」****「基礎・基本動作の再確認」****「気づきと Assertion によるリスクマネジメント」**

2021年度は、これらの安全目標に基づいて更なる安全活動の推進を図って参ります。

以上